

ドナーミルクの利用拡大に向けた連携と協力に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）、一般社団法人日本母乳バンク協会（以下「乙」という。）、一般財団法人日本財団母乳バンク（以下「丙」という。）及びピジョン株式会社（以下「丁」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおり連携と協力に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、必要とする全てのリトルベビー（低出生体重児）等及びその家族が、母乳バンクの提供するドナーミルクを活用でき、健やかに成長できる社会環境づくりを図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 母乳バンク及びドナーミルクの普及啓発に関すること
- (2) ドナーミルクの利用拡大に向けた環境づくりに関すること
- (3) ドナーミルクの寄付拡大に向けた取組に関すること
- (4) その他、本協定の目的を達成するために必要なこと

2 前項各号に定める事項を推進するため、甲、乙、丙及び丁は定期的に協議を行うものとする。

3 第1項各号に定める事項を推進するに当たっては、甲、乙、丙及び丁は県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

（協定の変更）

第3条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

（期間）

第4条 協定の有効期間は、締結の日から起算して2年間とする。ただし、協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙、丙及び丁から解約の申し出がない場合には、有効期間が満了する日の翌日から2年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義等の処理）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年7月28日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事

乙 東京都中央区日本橋久松町4番4号
一般社団法人日本母乳バンク協会 代表理事

丙 東京都中央区日本橋小網町17番10号
一般財団法人日本財団母乳バンク 理事長

丁 東京都中央区日本橋久松町4番4号
ピジョン株式会社 代表取締役社長